

○加須市障害児（者）日中一時支援事業実施要綱

平成 22 年 3 月 23 日

告示第 50 号

改正 平成 23 年 3 月 4 日告示第 62 号

平成 25 年 3 月 11 日告示第 53 号

平成 25 年 4 月 1 日告示第 110 号

平成 26 年 3 月 31 日告示第 111 号

（目的）

第 1 条 この要綱は、障害児及び障害者（以下「障害者等」という。）の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の取得を図るため、加須市障害児（者）日中一時支援事業（以下「事業」という。）を実施し、もって障害者等及びその家族の福祉の増進を図ることを目的とする。

（事業の内容）

第 2 条 この事業の内容は、日中において障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等の必要な支援を行うものとする。

（サービス提供団体）

第 3 条 サービスを提供する団体（次条において「団体」という。）は、法人格を有する団体とする。

（団体登録及び委託）

第 4 条 団体は、事前に市に登録するものとする。

2 団体の登録をしようとする者は、障害児（者）日中一時支援事業団体登録申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、登録の適否を決定し、障害児（者）日中一時支援事業団体登録決定・却下通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、この事業の全部又は一部を適切な事業運営を行うことができると認める団体に委託することができる。

(職員配置)

第5条 前条第3項の規定により登録決定を受けた団体（以下「登録事業所」という。）は、利用者15人に対し2人以上の職員を配置しなければならない。

2 前項に規定する職員は、利用者に対し適切な支援を行う能力を有するものとする。

(設備基準)

第6条 登録事業所は、次に掲げる設備のほか必要な設備を設けなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、他の事業の設備を兼ねることができる。

(1) 訓練室

(2) 相談室

(3) その他この事業を行うために必要な場所

2 前項に規定する設備は、利用者の支援に支障がない広さを有することとする。

(対象者)

第7条 この事業の対象者は、市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者であって、市長が利用を適当と認めたものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

(2) 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）に基づく療育手帳の交付を受けている者

(3) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所において知的障害と判定された者

(4) 医師により発達に障害があると診断された者

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け

ている者

(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）別表に掲げる特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者

（平成25告示110・一部改正）

（利用申請等）

第8条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、障害児（者）日中一時支援事業利用登録申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、利用の可否を決定したときは、障害児（者）日中一時支援事業利用決定・却下通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による利用決定を行ったときは、障害児（者）日中一時支援事業登録利用者票（様式第5号。以下「利用者票」という。）を申請者に交付するものとする。

4 利用者票の有効期間は、交付の日の属する年度の3月31日とする。

5 利用決定を受けた者（以下「利用者」という。）がこの事業を利用しようとするときは、利用者票を登録事業所に提示し、登録事業所に直接依頼するものとする。

（利用の取消し）

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による利用決定を取り消すことができる。

(1) この事業の対象者でなくなったとき。

(2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けたとき。

(3) その他市長が利用を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行うときは、障害児（者）日中一時支援事業利用決定取消通知書（様式第6号）により利用者又はその保護者等に通知するものとする。

(他の制度との関係)

第10条 ホームヘルプサービスその他の障害福祉サービスを利用している時間は、本事業は利用できないものとする。

(登録事業所の届出義務)

第11条 登録事業所は、当該登録事項に変更が生じたとき、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに障害児（者）日中一時支援事業団体登録変更・中止・廃止届（様式第7号）を市長に届け出なければならない。

(利用者の届出義務)

第12条 利用者又はその保護者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、障害児（者）日中一時支援事業利用登録変更・中止届（様式第8号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 利用者の住所等を変更したとき。
- (2) 利用者の心身状況に大きな変化があったとき。
- (3) 利用の中止をしようとするとき。

2 利用者又はその保護者等は、利用者票をき損し、又は紛失したときは、直ちに障害児（者）日中一時支援事業登録利用者票再交付申請書（様式第9号）を市長に提出し、利用者票の再交付を受けなければならない。

(利用料及び月額上限額)

第13条 利用者又はその保護者等は、別表第1に掲げる利用料を負担しなければならない。ただし、負担する利用料の月額上限額は、別表第2のとおりとする。

(委託料及び請求)

第14条 第4条第4項の規定により、事業を委託する場合の委託料は、別表第3に掲げる委託料から前条に規定する利用料を差し引いた額とし、これを委託した登録事業所に対して支払うものとする。

2 委託を受けた登録事業所が助成を受けようとするときは、前月分に係る事業の費用について、障害児（者）日中一時支援事業委託料請求書（様式第1

0号)及び障害児(者)日中一時支援事業委託料請求明細書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(登録事業所の遵守事項)

第15条 登録事業所は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 登録事業所は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

3 登録事業所は、サービス提供時に事故が発生した場合は、市長及び利用者の保護者等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

4 登録事業所は、その負担において、利用者に係る傷害保険に加入しなければならない。

5 登録事業所は、利用者に対し、その提供するサービスの内容、料金、サービスを提供する従業員の有する資格等及び経理状況を明示しなければならない。

6 登録事業所及び従業員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する情報を漏らしてはならない。

7 登録事業所及び従業員は、利用者への虐待防止のために、必要な措置を講じなければならない。

8 登録事業所は、従業員、会計及び利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービス提供日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(利用者の遵守事項)

第16条 利用者又はその保護者等は、利用者票を他人に譲渡し、又は貸与する等不正に使用してはならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の加須市障害児（者）日中一時支援事業実施要綱（平成18年加須市告示第183号）、騎西町日中一時支援事業実施要綱（平成18年騎西町告示第120号）、北川辺町日中一時支援事業実施要綱（平成18年北川辺町要綱第255号）又は大利根町障害者日中一時支援事業実施要綱（平成18年大利根町告示第96号）の規定によりなされた登録、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年告示第62号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年告示第53号）抄

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年告示第110号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年告示第111号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第13条関係）

（平成26告示111・一部改正）

障害支援区分	4時間未満	4時間以上8時間未満	8時間以上
区分1	94円	188円	282円
区分2	159円	318円	477円
区分3	177円	355円	532円
区分4	486円	972円	1,457円

注 日中一時支援事業単価区分

- ・区分1 区分2～4に該当しない障害者で、次の障害者調査項目中①～④の項目のうち「全介助」又は「一部介助」が1項目以上あるもの

- ・区分２ 次の障害者調査項目中①～④の項目のうち「全介助」若しくは「一部介助」が３項目以上又は⑤の項目のうち「ときどきある」が１項目以上ある者
- ・区分３ 次の障害者調査項目中①～④の項目のうち「全介助」が３項目以上又は⑤の項目のうち「ある」が１項目以上ある者
- ・区分４ 次の障害者調査項目中①～④の項目のうち「全介助」が４項目であり、重症心身障害児（者）（重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児（者）をいう。）である者

障害者の調査項目

項目	区分	判断基準
①食事	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
②排泄 ^{せつ}	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 便座に座らせてもらうなど一部介助を要する。
③入浴	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
④移動	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 手を貸してもらうなど一部介助を要する。
⑤行動障害及び精神症状	・ある ・ときどきある	ほぼ毎日ある。 週１・２回程度以上ある。 （１） 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動 （２） 睡眠障害や食事・排泄^{せつ}に係る不適応行動 （３） 自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行動 （４） 気分が憂うつで悲観的になったり、時には思考力が低下する。

		(5) 再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる。 (6) 他者との交流することの不安や緊張のため外出できない。また、自室に閉じこもって何もしないでいる。
--	--	---

別表第2（第13条関係）

（平成23告示62・全改）

世帯の収入状況		月額上限額
生活保護世帯		0円
市町村民税非課税世帯		0円
市町村民税課税世帯	利用者が障害児（市町村民税所得割額28万円未満）	4,600円
	利用者が18歳以上の障害者（市町村民税所得割額16万円未満）	9,300円
上記以外		37,200円

※世帯の範囲は、18歳以上の障害者については当該障害者及び配偶者とし、

18歳未満の障害児については原則として住民基本台帳上の世帯とする。

別表第3（第14条関係）

（平成26告示111・一部改正）

障害支援区分	4時間未満	4時間以上8時間未満	8時間以上
区分1	940円	1,880円	2,820円
区分2	1,590円	3,180円	4,770円
区分3	1,770円	3,550円	5,320円
区分4	4,860円	9,720円	14,570円

様式第1号(第4条関係)

障害児(者)日中一時支援事業団体登録申請書

年 月 日

加須市長 様

所在地
申請者 団体名
代表者氏名
電話番号



加須市障害児(者)日中一時支援事業実施要綱第4条第2項の規定により、団体登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

事業所の概要	フリガナ	()			
	事業所名				
	フリガナ	()			
	事業所所在地				
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	職員の配置状況	フリガナ			
		事業所責任者氏名			
		職員数	人(常勤	人・非常勤	人)
	同一事業所で実施している他の事業等				
	サービス提供日・提供時間帯	(曜日)	月・火・水・木・金・土・日・祝日		
	(時間帯)	午前	：	～ 午後	
利用定員	人				
受入対象者	身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者・難病患者				

(添付書類)

- 1 従業者名簿
- 2 事業所平面図
- 3 法人格を有することを証する書類

様式第2号(第4条関係)

障害児(者)日中一時支援事業団体登録決定・却下通知書

第 号
年 月 日

様

加須市長 印

年 月 日付けで申請のありました、障害児(者)日中一時支援事業団体登録について、次のとおり決定・却下しましたので通知します。

1 決定

登 録 番 号	第 号	
事 業 所	名 称	
	所 在 地	
登録決定年月日	年 月 日	
備 考		

2 却下

却 下 の 理 由	
-----------	--

様式第3号(第8条関係)

障害児(者)日中一時支援事業利用登録申請書

年 月 日

加須市長 様

住 所
申請者
氏 名

加須市障害児(者)日中一時支援事業実施要綱第8条第1項の規定により、利用登録を申請します。

申請者 (保護者)	フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所	〒 ー 電話番号 ()		
決定に係る 児童氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
			続柄	

身体障害者 手帳番号		療育手帳 番 号		精神保健福 祉手帳番号	
難病等病名					
更生相談所、児童相談所等 の 判 定 ・ 診 断 の 有 無		有 ・ 無 (判定機関名) (判定年月日 年 月 日)			

他のサービス 利用の状況	障害福祉 サービス	障害支援 区 分	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効 期間	
		利用中のサービスの種類と内容等				
	介護保険	要 介 護 認 定	有・無	要 介 護 度	要支援 1 2 要介護 1 2 3 4 5	
利用中のサービスの種類と内容等						
支 申 援 請 の 内 容 す る						

(添付書類) 障害者手帳及び診断書又は特定疾患医療受給者証等の写し

様式第4号(第8条関係)

障害児(者)日中一時支援事業利用決定・却下通知書

第 号
年 月 日

様

加須市長 印

年 月 日付けで申請のありました、障害児(者)日中一時支援事業利用登録について、次のとおり決定・却下しましたので通知します。

1 決定

決 定 番 号			
決定者 (保護者)	フリガナ氏名	生年月日	年 月 日
	住 所	電話番号 ()	
フリガナ		生 年 月 日	年 月 日
決定に係る 児童氏名		続 柄	

決定内容	障 害 支 援 区 分	区分	支給決定日数	日/月	
	費用負担等	利用者負担割合(原則)	1 割	負担上限月額	円
	有効期間	年 月 日から 年 月 日まで			
	支援内容				

注 意 事 項	記載事項等に変更があったときには、加須市長にその旨届け出てください。
---------	------------------------------------

2 却下

却 下 理 由	
---------	--

様式第5号(第8条関係)

(表)

障害児(者)日中一時支援事業登録利用者票					
登録番号	第	号			
本人氏名					
住 所	加須市				
電話番号					
利用者負担(原則)	1割	負担上限月額	円		
障害支援区分	区分	支給決定日数	日/月		
保護者氏名					
有効期間	年	月	日～	年	月 日
	年	月	日交付		
					加須市長 印
(注意事項)					
1 利用に当たっては、この利用者票を登録事業所へ提示してください。					
2 登録内容に変更があった場合は加須市役所 に届け出てください。					

(裏)

年 月 日	時 間 数	確 認 印	年 月 日	時 間 数	確 認 印

様式第6号(第9条関係)

障害児(者)日中一時支援事業利用決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

加須市長 印

年 月 日付け 第 号で決定しました障害児(者)日中一時支援事業利用登録について、次のとおり取り消しましたので通知します。

決 定 番 号		第 号			
決定者 (保護者)	フリガナ 氏 名			生年月日	年 月 日
	住 所	電話番号 ()			
フリガナ				生 年 月 日	年 月 日
決定に係る 児 童 氏 名				続 柄	
決定内容	障 害 支 援 区	区分	支給決定日数	日/月	
	費用負担等	利用者負担割合 (原則)	1 割	負担上限月額	円
	有効期間	年 月 日から 年 月 日まで			

取 消 理 由	
---------	--

様式第7号(第11条関係)

障害児(者)日中一時支援事業団体登録変更・中止・廃止届

年 月 日

加須市長 様

所在地
申請者 団体名
代表者氏名



障害児(者)日中一時支援事業の団体登録に係る変更・中止・廃止を次のとおり届け出ます。

変更・中止・廃止の理由		
変更の内容	変 更 前	変 更 後
備 考		

(添付書類)

- 1 従業者が新たに追加となった場合は、従業者名簿を添付してください。
- 2 事業所が移転した場合は、移転先の事業所の平面図を添付してください。

様式第8号(第12条関係)

障害児(者)日中一時支援事業利用登録変更・中止届

年 月 日

加須市長 様

住 所
申請者
氏 名

障害児(者)日中一時支援事業の利用登録に係る変更・中止を次のとおり届け出ます。

申請者(保護者)	フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所	電話番号 ()		
フリガナ		生年月日	年 月 日	
決定に係る 児童氏名		続柄		

身体障害者 手帳番号		療育手帳 番 号		精神保健福 祉手帳番号	
難病等病名					
更生相談所、児童相談所等の 判 定 ・ 診 断 の 有 無		有 ・ 無 (判定機関名) (判定年月日 年 月 日)			

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
氏 名 等		
居 住 地		
そ の 他		
備 考		

様式第9号(第12条関係)

障害児(者)日中一時支援事業登録利用者票再交付申請書

年 月 日

加須市長 様

住 所
申請者
氏 名



障害児(者)日中一時支援事業登録利用者票の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

決 定 番 号	第 号		
決定者(保護者)	フリガナ 氏 名	生年月日	年 月 日
	住 所	電話番号 ()	
フリガナ		生年月日	年 月 日
決定に係る 児童氏名		続柄	

再 交 付 の 理 由	
-------------	--

様式第10号(第14条関係)

障害児(者)日中一時支援事業委託料請求書

年 月 日

加須市長 様

所在地

申請者 団体名

代表者氏名 印

電話番号

加須市障害児(者)日中一時支援事業実施要綱第14条第2項の規定により次のとおり請求
します。

1 請求金額 金 円

2 請求対象年月 年 月分

様式第11号(第14条関係)

障害児(者)日中一時支援事業委託料請求明細書

(登録事業所名)

年 月分

利 用 日	障害支援区分	利用時間	時 間	利用者氏名				番 号		
				基 準 額 A	利 用 料 B		委 託 料 A-B=C		料 円	
・ ・	1 2 3 4	～								
・ ・	1 2 3 4	～								
・ ・	1 2 3 4	～								
・ ・	1 2 3 4	～								
・ ・	1 2 3 4	～								
・ ・	1 2 3 4	～								
・ ・	1 2 3 4	～								
・ ・	1 2 3 4	～								
合 計										

障害支援区分(1：区分1 2：区分2 3：区分3 4：区分4)

様式第1号（第4条関係）

（平成25告示110・一部改正）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第8条関係）

（平成25告示110・平成26告示111・一部改正）

様式第4号（第8条関係）

（平成26告示111・一部改正）

様式第5号（第8条関係）

（平成25告示53・平成26告示111・一部改正）

様式第6号（第9条関係）

（平成26告示111・一部改正）

様式第7号（第11条関係）

様式第8号（第12条関係）

（平成25告示110・一部改正）

様式第9号（第12条関係）

様式第10号（第14条関係）

様式第11号（第14条関係）

（平成26告示111・一部改正）